

新旧対照表

障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について

(平成19年1月26日障発第0126001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(抄)

(下線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>第一 略</p> <p>第二 総論</p> <p style="margin-left: 20px;">1 事業者指定の単位について</p> <p style="margin-left: 40px;">(1) 従たる事業所(昼間実施サービスの場)の取扱いについて</p> <p style="margin-left: 60px;"><u>指定障害者支援施設の指定等は、原則として施設障害福祉サービスの提供を行う障害者支援施設ごとに行うものとするが、障害者支援施設で行う昼間実施サービス(生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型)については、次の①及び②の要件を満たす場合については、当該障害者支援施設内の「主たる事業所(昼間実施サービスの場に限る。以下同じ。)」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、当該障害者支援施設と異なる場所に一又は複数の「従たる事業所(昼間実施サービスの場に限る。以下同じ。)」を設置することが可能であり、これらを一の障害者支援施設として指定することができる取扱いとする。</u></p> <p style="margin-left: 40px;">① 人員及び設備に関する要件</p> <p style="margin-left: 60px;">ア 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用者の合計数に応じた従業員が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業員が1人以上確保されていること。</p> <p style="margin-left: 60px;">イ 「従たる事業所」の利用定員が障害福祉サービスの種類に応じて次のとおりであること。</p> <p style="margin-left: 60px;"><u>(I) 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支援 6人以上</u></p>	<p>第一 略</p> <p>第二 総論</p>

(II) 就労継続支援A型又は就労継続支援B型 10人以上

ウ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。

② 運営に関する要件

ア 利用申し込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われていること。

イ 職員の勤務態勢、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要因を派遣できるような体制）にあること。

ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規定が定められていること。

オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。

(2) 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設において、昼間実施サービスを当該障害者支援施設と異なる場所で実施する場合は、(1)の①のイ及びウ並びに②の要件を満たしている場合は、一の障害者支援施設として取り扱うことが可能である。

2 用語の定義（基準第2条） 略

第三 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

1～2 略

3 運営に関する基準

(1)～(36) 略

(37) 定員の遵守（基準第43条）

（略）

① 昼間実施サービス

用語の定義（基準第2条） 略

第三 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

1～2 略

3 運営に関する基準 略

(1)～(36) 略

(37) 定員の遵守（基準第43条）

（略）

① 昼間実施サービス

ア 1日当たりの利用者の数

(I) 利用定員 50 人以下の指定障害者支援施設等の場合

1日当たりの利用者の数（複数の生活介護の単位が設置されている場合にあつては、当該生活介護の単位ごとの利用者の数。（(II) 及びイにおいて同じ。）が、利用定員（複数の生活介護の単位が設置されている場合にあつては、当該生活介護の単位ごとの利用定員。（イ及び②において同じ。）に150%を乗じて得た数以下となっていること。

(II) 利用定員 51 人以上の指定障害者支援施設等の場合

1日当たりの利用者の数が、利用定員から 50 を差し引いた数に125%を乗じて得た数に、75を加えて得た数以下となっていること。

イ 過去 3 月間の利用者の数

過去 3 月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に125%を乗じて得た数以下となっていること。

ただし、定員11人以下の場合は、過去 3 月間の利用者の延べ数が、定員の数に 3 を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。

② 略

(38)～(48) 略

4 略

ア 1日当たりの利用者の数

(I) 利用定員 50 人以下の指定障害者支援施設等の場合

1日当たりの利用者の数（複数の生活介護の単位が設置されている場合にあつては、当該生活介護の単位ごとの利用者の数。（(II) 及びイにおいて同じ。）が、利用定員（複数の生活介護の単位が設置されている場合にあつては、当該生活介護の単位ごとの利用定員。（イ及び②において同じ。）に120%を乗じて得た数以下となっていること。

(II) 利用定員 51 人以上の指定障害者支援施設等の場合

1日当たりの利用者の数が、利用定員から 50 を差し引いた数に110%を乗じて得た数に、60を加えて得た数以下となっていること。

イ 過去 3 月間の利用者の数

過去 3 月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に105%を乗じて得た数以下となっていること。

ウ 経過措置

平成 20 年 3 月 31 日までの間については、①のア (I) 中「利用定員に 120%を乗じて得た数」を「利用定員 14 人以下の場合にあつては、利用定員に 3 を加えて得た数、利用定員 15 人以上 50 人以下の場合にあつては利用定員に 120%を乗じて得た数」と、イ中「利用定員に開所日数を乗じて得た数に 105%を乗じて得た数」を「利用定員 30 人以下の場合にあつては利用定員に 3 を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数、利用定員 31 人以上の場合にあつては利用定員に開所日数を乗じて得た数に 110%を乗じて得た数」と読み替えて適用するものとする。

② 略

(38)～(48) 略

4 略